

諸外国における在住外国人の社会統合施策の実施状況調査

調査国名	シンガポール
事務所名	シンガポール事務所
記入者名	所長補佐 藤井達也
メールアドレス	<a href="mailto:t-fujii@clair.org.sg">t-fujii@clair.org.sg</a>

【基本的な情報について】

設問 1 貴国内の人口数等について記載してください。

- ・ 国内の総人口数 5,453,566 人 (2021年6月時点)
- ・ 国内の在住外国人人数 1,466,724 人 (2021年6月時点)

総人口に占める在住外国人人数 26.89%

【在住外国人に対する公的な言語学習制度について】

設問 2 在住外国人に対する自国語（移住先の言語）の公的な言語学習制度（以下「言語学習制度」という）はありますか。

- ある → 設問3にお進みください
- ない → 設問13にお進みください

設問 3 在住外国人に対して、言語学習制度を受けることを義務化していますか。例えば、永住許可の条件としている場合など、一定の条件を化している場合は「3 その他」にその内容をご記入ください。

- 義務
- 任意
- その他（以下にご記入ください）

設問 4 言語学習制度における学習機会の提供にあたって、責務・役割（実施・運営・財政負担・便宜等）の主体を選択し（複数選択可）、その内容をご記入ください。

- 国（以下に、責務・役割、及び、助成金等地方自治体への支援内容(あれば)を、具体的にご記入ください）

シンガポール国民及びPR（永住外国人）に対して、生産性向上政策として「SkillsFuture」という様々な職業能力訓練プログラムが提供しており、その一環で様々な語学学習プログラムへの参加のほか、語学学校等での語学学習への助成制度もあり、受講者に助成金等の財政支援を行っています。  
この他、上記の助成対象となるコースの認定等も実施しています。

（参考 SkillsFutureの助成について：  
<https://coursemology.sg/training-subsidies-and-awards/skillsfuture-credit/>）

- 州（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

- 地方自治体（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

- 外国人雇用企業（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

- NPO・任意団体等（以下に、責務・役割を具体的にご記入ください）

- その他（以下に、主体とその責務・役割を具体的にご記入ください）

**設問 5 言語学習制度の受講対象者についてお答えください。（複数選択可）**

- |                                            |   |               |
|--------------------------------------------|---|---------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 就学後の成人 | } | 設問 7 にお進みください |
| <input type="checkbox"/> 就学後の未成年           |   |               |
| <input type="checkbox"/> 就学中の児童            |   |               |
| <input type="checkbox"/> 就学前の子ども           | → | 設問 6 にお進みください |
| <input type="checkbox"/> その他（以下にご記入ください）   | → | 設問 7 にお進みください |

**設問 6 設問 5 で「就学前の子ども」を選択した方にお聞きします。就学前の子どもに対する具体的な取組内容を以下にご記入ください。**

**設問 7 言語学習制度の頻度・期間・総学習時間（又は上限時間）をお答えください。**

語学学習プログラムや語学学校のコース等によって多種多様となっています。

（参考 コース内容について：  
[https://www.myskillsfuture.gov.sg/content/portal/en/training-exchange/course-directory.html?fq=Course\\_Supp\\_Period\\_To\\_1%3A%5B2022-02-16T00%3A00%3A00Z%20T0%20\\*%5D&fq=IsValid%3Atrue&q=%3A\\*&cat=fq%3DArea\\_of\\_Training\\_text\\_exact%3A\(%22Language%20Skills%22\)&cattext=Language%20Skills&cattype=undefined](https://www.myskillsfuture.gov.sg/content/portal/en/training-exchange/course-directory.html?fq=Course_Supp_Period_To_1%3A%5B2022-02-16T00%3A00%3A00Z%20T0%20*%5D&fq=IsValid%3Atrue&q=%3A*&cat=fq%3DArea_of_Training_text_exact%3A(%22Language%20Skills%22)&cattext=Language%20Skills&cattype=undefined))

**設問 8 言語学習制度の中で、学習レベルの目標設定や求める水準はありますか。**

- ある（具体的な内容を以下にご記入ください）

- ない

**設問 9 言語学習制度の受講者の受講料負担はありますか。**

- ある（具体的な内容を以下にご記入ください）

受講内容に応じて、シンガポール国民及び永住外国人についてはコース受講費用の50%～70%が助成され、更に40歳以上のシンガポール国民については、最大で70%～90%の助成が受けられます。

ない

**設問10 言語学習制度の授業形態についてお答えください。（複数選択可）**

- 対面授業  
 オンライン授業  
 その他（以下にご記入ください）

**設問11 言語学習制度の講師になるための公的な資格（又は要件）はありますか。**

ある（具体的な資格名（又は要件）を以下にご記入ください）

ない（主にどのような方が講師を担っているか以下にご記入ください）

語学学校の講師等により実施されております。

**設問12 言語学習制度にボランティアが関わることはありますか。**

ある（ボランティアが担っている主な役割を以下にご記入ください）

ない

**【在住外国人に対する公的以外の言語学習制度について】**

**設問13 在住外国人に対する公的ではない自国語（移住先の言語）の言語学習は主にどこで行われていますか。（複数選択可）**

- 大学  
 民間の語学学校（専門学校等）  
 企業  
 地域の語学教室（主な運営主体を以下にご記入ください）

コミュニティセンター※による語学教室  
（※様々な地域活動や地域サービスが展開される場として国内各地に設置されている施設）

その他（以下にご記入ください）

**設問14 公的ではない言語学習に対して、国や州等から補助金等の財政支援は行われていますか。**

財政支援がある（具体的な支援の内容を以下にご記入ください）

- 財政支援がない

設問15 公的ではない言語学習に対して、国や州等が財政支援以外の支援は行われていますか。

- ある（具体的な支援の内容を以下にご記入ください）

- ない

**【就学中の在住外国人の児童に対する取組について】**

設問16 就学中の児童に対して、学校内で特別な言語教育の支援を行っていますか。

- 子どもの学校編入準備コースがある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下にご記入ください）

- 子どもの補習校（母語での補修クラス）がある（具体的な内容、対象となる年齢（又は学年）等を以下にご記入ください）

現地校の小学校教育においては、小学1年生より英語に加えて、母語（マレー語、タミル語、中国語）の教育がされており、更に学習サポートプログラム（Learning Support Programme）も実施されております。

このプログラムについて、英語に関しては、小学1年生を対象に入学時に行われるスクリーニングを通じて、英語力が不足していると判断された生徒を対象に、8～10人の小グループで、訓練を受けた教師により、毎日30分の補修レッスンが実施されており、英語スキルの構築に焦点が当てられています。

また、母国語の場合、生徒は小学2年生で識別され、小学3年生と4年生でプログラムに参加します。このプログラムは8～12人の学生の小グループで、訓練を受けた学校の教師により実施されており、口頭と筆記スキルのより強力な基盤を構築することに焦点が当てられています。

（参考 学習支援について：  
<https://www.moe.gov.sg/primary/curriculum/learning-support>）

- 実施していない

- その他（以下にご記入ください）

設問17 就学中の児童への支援のため、その児童の保護者と学校側とのコミュニケーションに係る（言語的）支援を行っているか。

- 支援員の派遣を行っている。
- オンラインによる支援を行っている。
- その他（以下にご記入ください）

- 行っていない

設問18 外国人児童生徒専門の教育機関（チャーター・スクールなど）を設置しているか。

- 公設公営
- 公設民営

- その他

- 設置していない

**【母語教育への支援について】**

**設問19 母語教育への公的な支援（以下、母語支援）を行っているか。**

- ある → 設問20にお進みください  
 ない → 設問22にお進みください

**設問20 母語支援の具体的な対象者と実施する根拠をご記入ください。**

問16の回答のとおり、現地校の小学校教育においては、小学1年生より英語に加えて母語（マレー語、タミル語、中国語）の教育がされており、これは政府の政策に基づきます。

（参考 母語支援について：  
<https://www.moe.gov.sg/primary/curriculum/mother-tongue-languages/learning-in-school>）

**設問21 母語支援の実施にあたって責務（実施・運営・財政負担・便宜 等）を負う主体をお答えください。**

- 国（以下に、その責務の内容をご記入ください）

問16、問20の回答のように、小学校教育において母語（マレー語、タミル語、中国語に限る）支援を実施しています。

- 州（以下に、その責務の内容をご記入ください）

- 地方自治体（以下に、その責務の内容をご記入ください）

- その他（以下に、主体とその責務の内容をご記入ください）

**設問22 母語支援の実際上の担い手（運営主体）をお答えください。**

- 公立の語学学校  
 民間の語学学校（国等から委託等）  
 その他（以下に御記入ください）

小学校（現地校）

**【移住外国人に対する生活オリエンテーションについて】**

**設問23 言語学習制度、又はそれ以外の制度の中で、移住外国人に対して市民教育オリエンテーション（国の概要、社会慣習等）を実施していますか。**

- 言語学習制度の中で実施している  
（主な内容、学習期間（時間）を以下にご記入ください）

- 言語学習制度以外の制度で実施している  
(実施主体・方法、主な内容、学習期間(時間)を以下にご記入ください)

2011年から、16～60歳のシンガポール国籍の原則的な承認を受けた全員がSingapore Citizenship Journey(SCJ)というプログラムを完成しなければなりません。SCJは文化社会青年省(Ministry of Culture, Community and Youth)、国家統合評議会(National Integration Council)、人民協会(People's Association)及び入国管理局Immigration & Checkpoints Authority)により実施されております。SCJプログラムは、オンライン学習、体験学習、コミュニティインタラクションという3つの部分があり、プログラム内容はシンガポールの歴史や発展経緯、シンガポールの規範と価値観、そして現地コミュニティとの交流の場を与えることなどが含まれており、2ヶ月以内に終了させることとなっております。

(参考 SCJについて :

<https://www.mccy.gov.sg/about-us/news-and-resources/press-statements/2021/feb/-/media/EOCDBB3EF0AF4DFA91D7F30A232F5BAE.ashx>

[https://www.mccy.gov.sg/-/media/MCCY-corp/Sectors/MCCY\\_Formal\\_Response\\_to\\_CWSCJ\\_20210217.pdf](https://www.mccy.gov.sg/-/media/MCCY-corp/Sectors/MCCY_Formal_Response_to_CWSCJ_20210217.pdf))

(参考 シンガポール国籍取得の流れについて :

[https://www.ica.gov.sg/docs/default-source/ica/files/esc\\_roadmap.pdf](https://www.ica.gov.sg/docs/default-source/ica/files/esc_roadmap.pdf))

- ない

#### 【その他、移住外国人の社会統合施策について】

設問24 その他、移住外国人の受け入れ時に公的に行っている社会統合施策があればご記入ください。(実施内容・主体・方法等)

文化社会青年省所管の法定機関である人民協会(People's Association)が主体になって草の根団体(Grassroots Organisations)と帰化ボランティア(Integration and Naturalisation Champions(INCs))を通じて、様々な社会統合施策を実施しております。具体的には、地区内の新規国民や永住権者におけるシンガポールの文化や習慣への理解を助けるため、自宅訪問、草の根活動等への勧誘、歓迎会等を開催など、積極的にアプローチを行っております。

(参考 人民協会について :

<https://www.pa.gov.sg/our-programmes/community-integration>)

設問は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。